

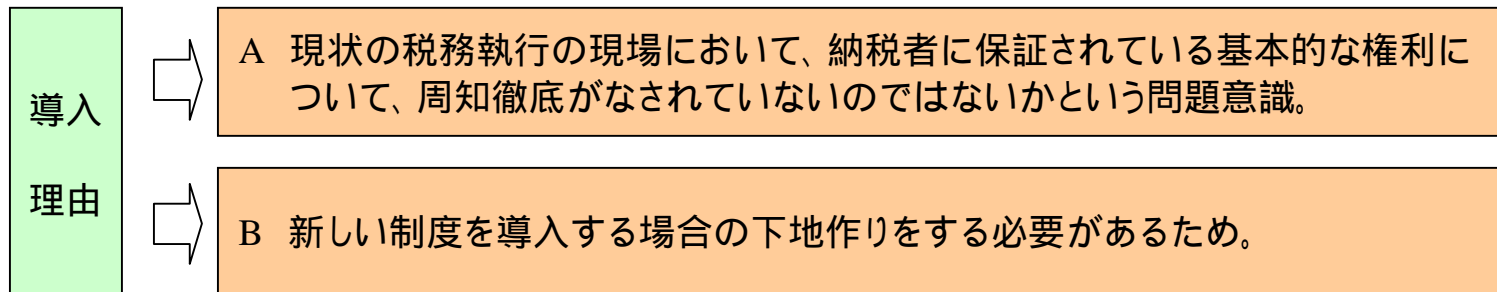
Q-29 納税者権利憲章や、共通番号制は、何故今導入を検討する必要があるのでしょうか？

納税環境の整備	具体的な内容	導入の目的	具体的な検討内容
	納税者権利憲章の制定	納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼を確保する	更正の請求の期間制限の見直し
	国税不服審判所の改革	国税不服審判所の審判官に偏りがあること。証拠書類の閲覧、謄写が認められていない	国税不服審判所の組織、人事の見直し 不服申立前置主義の見直し 不利益処分理由附記
	社会保障・税共通番号の導入	真に手を差し伸べるべき人に対して社会保障を充実させるため 社会保障制度の効率化を進めるため 正しい所得把握体制の整備	所得把握の徹底 給付付き税額控除制度の導入
	歳入庁の設置	行政の効率化を進め、行政コストを削減するため	国税と社会保険料の賦課徴収を一元的に行う 類似する地方税の徴収 事務を受託も検討
	罰則の適正化	課税の適正化を図り税制への信頼を確保するため	他の経済犯とのバランスを考え、見直す

1 納税者権利憲章は、何故今導入を検討する必要があるのでしょうか？

導入を検討する具体的な必要性

現在導入を検討する理由としては、以下の2つが考えられます。



具体的には、平成22年度の税制改正大綱を確認しますと、P15-16に、次のような記載があります。

「特定支出控除の選択適用の増加を通じ、給与所得者の確定申告の機会拡大につなげます」

つまり、今後給与所得者についても確定申告を行う人を増加させるように仕組みを改めることが検討されているため、その下地作りのために、あらかじめ納税者の権利を周知し、保証することが求められていると考えられます。

2 社会保障・税共通番号は、何故今導入を検討する必要があるのでしょうか？

平成22年度の税制改正大綱を確認すると、以下の記載が確認できます。

「以上、徴収とも関連しますが、主として給付のための番号として制度設計を進めます。」 P12

つまり、今回の社会保障・税共通番号の導入は、「控除から給付」というメリット（特に低所得者層向けのメリット）掲げ、以下のような各種の給付制度を提案しつつ、共通番号導入の提案を行なっていることに特徴があります。

* 具体的提案

A 所得税

- ・ 「扶養控除」から「子ども手当」へ P15
- ・ 「給付付き税額控除」の導入を検討 P16

B 消費税

逆進性緩和策

軽減税率ではなく、「給付付き税額控除制度」を検討 P21

この制度の導入についての是非を検討する場合には、給付というメリットの是非の議論以前に国として、どのような社会保障給付を考えていくべきなのか、又その際にはどのような制度が必要なのかを基本的な議論としてしっかりと行う必要があると思います。